

検討課題「評価の項目」について

(「これまでの審議状況」平成17年6月28日 一部修正)

(4) 評価の項目

- 評価を行う際は、適切な評価の項目等の設定が必要である。
- 中期目標は、中期計画を策定する際の指針となるとともに、評価を行う際の基本的な項目となる性格を有している。中期計画は、中期目標を実現するための具体的な計画であり、各項目の達成状況を評価する際の要素となる性格を有している。
このことから、また、国立大学法人等の自主性・自律性を尊重する見地から、評価に当たっては、それぞれの国立大学法人等の中期目標の項目及び中期計画の記載内容を評価項目及び要素として設定することを基本とする。
- なお、中期目標・中期計画に具体的に示されていない場合でも、それぞれの国立大学法人等が、教育研究活動において、中期目標に即して顕著な成果が上がっていると判断する取組を特記できるようにする必要がある。
- 国立大学法人等の評価を行う上で、国立大学法人等に共通して不可欠であると判断される「基本的な事項」を、あらかじめ国立大学法人等に提示する。その具体的な内容については、さらに検討する。

◆ 基本的な事項の考え方

1. 考え方

- 1) 機構における評価においては、各国立大学法人等の個別の中期目標・中期計画を尊重するとともに、評価の公正性や社会への説明責任を果たす観点等から、国立大学法人等に共通して不可欠であると判断される基本的な事項を踏まえた分析を行うことにより、適正な評価を導く必要がある。
機構は、円滑な評価を実施する観点から、評価の基本的な事項をあらかじめ国立大学法人等に示す。
なお、「基本的な事項」として提示するのは上記の「評価項目及び要素」の混同を避けるためのものである。
- 2) 国立大学法人等は、「基本的な事項」を踏まえて自己評価を行うことが重要である。

2. 各国立大学法人等の教育研究活動に関して共通する評価の基本的な事項

「基本的な事項」は、機構のこれまでの評価の経験や、国立大学法人等の中期目標・中期計画の構成を考慮して設定された各国立大学法人等の教育研究活動に関して共通する事項である。

◆ 設定の時期及び方法

1. 時期

- 1) 各国立大学法人等においては、「基本的な事項」を踏まえて、自己評価を行うことが必要であり、機構はできるだけ早期に「基本的な事項」を各国立大学法人等に提示する。
- 2) 提示の時期は、文部科学省の国立大学法人評価委員会での国立大学法人等全体の評価の検討状況を踏まえつつ、できるだけ早期に行う。

2. 方法

提示に際しては、その趣旨や考えられるデータの例示を含め、各国立大学法人等に必要内容を示す。
その方法については、教育研究評価実施大綱（仮称）レベルにおいて提示することが考えられる。

検討課題「評価単位」について

（「これまでの審議状況」平成17年6月28日 一部修正）

(2) 評価単位

- 教育研究評価は、国立大学法人等ごとに法人全体を単位として実施する。
- 国立大学法人等の内部構成、また評価の項目によっては、個々の学部・研究科等（大学共同利用機関法人においては研究所等）の状況を調査及び分析した上で、法人全体の教育研究の達成状況を評価する必要がある。後掲する「(4) 評価の項目」にある「基本的な事項」のうちで、学部、研究科等の調査及び分析を踏まえる必要がある項目について検討する。
なお、分析等の結果をどのように法人全体の評価に結び付けるかなどについてもさらに検討する。また、特に大学共同利用機関法人における各研究所等の状況の調査及び分析の結果の表し方は、「(5) 評価の表し方」の関連で検討する。

〔国立大学法人〕

◆ 学部・研究科等の調査・分析が必要となる場合の考え方

考え方

- 1) 国立大学法人の内部構成、また評価の項目によっては、各学部・研究科等の調査・分析が踏まえられていることが必要となる。
- 2) 具体的には、学部・研究科等でそれぞれの特徴を踏まえなければならない場合や、法人全体での集計値または平均値のみでは適切な評価が困難となる場合などが考えられる。
- 3) 機構は、学部・研究科等ごとの分析・データが必要と考えられる「基本的な事項」については、あらかじめ各国立大学法人に対し示す。
また、機構は、各国立大学法人の自己評価において、上記の「基本的な事項」が学部・研究科等の調査・分析を適切に踏まえて行われているか確認する。
なお、各国立大学法人は、上記の「基本的な事項」に限らず、必要に応じて学部・研究科等の調査・分析を行う。
- 4) 上記の3)の「基本的な事項」は、機構の評価の経験を踏まえ、より適切な評価を導く上で、学部・研究科等ごとのデータの分析が必要と考えられるものである。

◆ 分析等の結果の法人全体の評価への結び付け方

1. 考え方

学部・研究科等の分析結果を法人全体の評価に結び付ける際には、各国立大学法人それぞれの学部・研究科等の構成・規模、歴史や所在地域の地理的条件などに応じた個性や法人の方針に照らして、法人全体の評価を導くことが重要である。

2. 各学部・研究科等の分析等結果を法人全体の評価への結び付け方

機構は、上記1の視点から、各国立大学法人の自己評価において、学部・研究科等の分析結果が法人全体の評価に適切に結び付けられていることを確認し、評価を行う。

〔大学共同利用機関法人〕

◆ 大学共同利用機関法人を構成する各研究所等の分析等の取扱い

1. 各研究所等の調査・分析が必要となる場合の考え方

考え方

- ① 各大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画については、法人全体の視点からの記述に加え、個々に独自の目的・計画を有する研究所等ごとの記述も多く、研究所等の調査・分析を踏まえることが必要となる。
- ② 具体的には、研究所等でそれぞれの特徴を踏まえなければならない場合や、法人全体での集計値または平均値のみでは適切な評価が困難となる場合などが考えられる。
- ③ 機構は、研究所等ごとの分析・データが必要と考えられる「基本的な事項」については、あらかじめ各大学共同利用機関法人に対し示す。
また、機構は、各大学共同利用機関法人の自己評価において、上記の「基本的な事項」が研究所等の調査・分析を適切に踏まえて行われているかを確認する。
なお、各大学共同利用機関法人は、上記の「基本的な事項」に限らず、必要に応じて研究所等の調査・分析を行う。
- ④ 上記の③の「基本的な事項」は、機構の評価の経験を踏まえ、より適切な評価を導く上で、研究所等ごとのデータの分析が必要と考えられるものである。（〔国立大学法人〕「◆学部・研究科等の調査・分析が必要となる場合の考え方」の2と同趣旨）

2. 各研究所等の分析等の結果の法人全体の評価への結び付け方

1) 考え方

研究所等の分析結果を法人全体の評価に結び付ける際には、各大学共同利用機関法人においては、それぞれの法人の方針に照らして、各研究所等がそれぞれの特定分野において、その機能を十分に果たしているかという視点を踏まえて、法人全体の評価を導くことが重要である。

2) 各研究所等の分析等結果の法人全体の評価への結び付け方

機構は、各大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画では、研究所等ごと又は分野ごとの記述がなされていることが多いことを踏まえた上で、上記1)の視点から各法人の自己評価において、法人全体の自己評価に研究所等の分析結果が適切に結び付けられていることを確認し、評価を行う。

3) 各研究所等の分析結果の表し方

各大学共同利用機関法人は、自己評価に当たって、各研究所等の分析が必要となる項目・要素については、個別の状況を表した上で、法人全体の評価を表すことが必要である。

機構の評価も、各法人の自己評価と同様、各研究所の状況を表した上で、法人全体の評価を表す。